

仕 様 書

件 名	定期船「とびしま」燃料軽油の購入【単価契約】
目 的	酒田～勝浦(飛島)航路 定期船「とびしま」燃料油の購入
規 格	免税軽油 日本産業規格 K 2 2 0 4 (軽油引取税免税証の使用による免税軽油)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
納入場所	酒田市船場町二丁目5-6 酒田市定期航路事業所(埋蔵地下タンク)
予定数量	324,600ℓ ※ 過去5年間の平均購入数量を予定数量とするが、出航率に応じて変動する。 過去の実績は別紙資料のとおり。
納入方法	定期航路事業所からの発注受付後、契約業者立会いのもとタンクローリーによって地下タンクへ納入する。なお、午前9時までの受注分を翌日中に納入すること。 ※ 1回当たりの発注数量は10,000ℓから16,000ℓ。月に1～3回程度の発注見込。
支払方法	・代金の支払いは1ヶ月ごとに支払うものとし、物品納入後、所定の請求書の提出による。 ・正当な請求書の受理した日から30日以内に支払うものとする。 ・その他の詳細事項は契約書によるものとする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約は1ℓあたりの単価契約とする。 ・ 入札書には1ℓ当たりの単価と、その単価に数量を乗じた総価格を記入すること。総価格の計算式は下記のとおり。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin: 5px 0;"> $総価格(税抜) = 1ℓ当たりの単価 \times 324,600ℓ$ </div> とすること。 ※落札決定は総価格で行うが、実際の発注数は未確定のため、入札書に記載した総価格がそのまま契約金額とはならない。入札書は消費税抜きで記載すること。入札条件を熟読し、遺漏のないよう注意すること。 ・ 落札者は、契約締結時に納品する軽油の成分表を提出すること。 ・ 軽油引取税免税証の交付に係る申請は定期航路事業所が行う。 ・ 酒田市と酒田市石油協会が契約している燃料契約の単価に変動があった場合、変更契約を行うものとし、変更額はその変動額と同額とする。 ・ その他特別の事情により契約単価の変更が必要であると認められる場合は、別途協議を行うものとする。 ・ 地球温暖化対策税還付制度活用のため、落札者は山形県石油協同組合に対し必要な手続きを行うこと。
添付書類	・ 令和2年度～令和6年度 免税軽油購入実績表

令和2年度～令和6年度 免税軽油購入実績表(令和8年1月15日現在)

(単位:ℓ)

年度 月	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均購入数量(令和2 年度～令和6年度)	(参考)令和7年度
4月	10,000	22,000	28,000	20,000	32,000	22,400	30,000
5月	24,000	34,000	40,000	50,000	50,000	39,600	28,000
6月	42,000	34,000	40,000	42,000	46,000	40,800	44,000
7月	44,000	52,000	42,000	32,000	38,000	41,600	52,000
8月	50,000	46,000	50,000	52,000	40,000	47,600	54,000
9月	32,000	38,000	24,000	40,000	24,000	31,600	30,000
10月	21,000	12,000	42,000	30,000	26,000	26,200	10,000
11月	14,000	30,000	20,000	6,000	34,000	20,800	24,000
12月	16,000	12,000	8,000	16,000	4,000	11,200	10,000
1月	12,000	0	10,000	8,000	10,000	8,000	未定
2月	0	10,000	14,000	20,000	0	8,800	未定
3月	34,000	30,000	30,000	18,000	18,000	26,000	未定
合 計	299,000	320,000	348,000	334,000	322,000	324,600	282,000